○高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付要項

平成24年4月18日告示第45号令和3年4月1日告示第39号

高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、地震発生時における既存木造住宅の倒壊等を防止するため、耐震改修工事及び耐震診断により、耐震改修が必要であると診断された既存木造住宅の建替え工事(以下、「耐震建替え工事」という。)を行う者に対し、予算の範囲内で高萩市木造住宅耐震化促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、高萩市補助金等交付規則(平成19年規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 補助事業 この要項に基づき補助金の交付の対象となる事務 又は事業をいう。
 - (2) 既存木造住宅 建築確認を昭和56年5月31日以前に受けて建築した建築物であって、地上階数が2以下の戸建ての住宅 (兼用住宅を含む。)をいう。
 - (3) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会が発行する木造住宅の 耐震診断と補強方法(改訂版) (以下「木造住宅の耐震診断と補 強方法(改訂版)」という。)に基づき、建築士法(昭和25年

法律第202号)第2条第2項に規定する1級建築士及び同条第 3項に規定する2級建築士(以下「建築士」という。)が一般診 断法(外観による目視調査等を行うことにより、耐震補強の必要 性の有無を概算的に判断する方法をいう。)により評価する診断 をいう。

- (4) 耐震改修設計 木造住宅の耐震診断と補強方法(改訂版)に 基づき、建築士が、その耐震性を向上させるために作成する改修 計画及び実施設計をいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づき、基礎の補強並びに土 台、柱、筋交い、はり、壁等の補強及び改修を行う工事をいう。
- (6) 上部構造評点 外力に対し保有する耐力の安全率に相当する 評価点数であって、対象住宅の各階及び各方向について算出し、 当該算出した数値のうち最も小さい数値をいう。
- (7) 耐震建替え工事 耐震診断により、耐震改修が必要であると 診断された既存木造住宅を除却し、建替え前の住宅と同一敷地内 (同一敷地内であると認められる場合を含む。) に新たに一戸建 て住宅を建築するものをいう。

(補助対象建築物)

- 第3条 この要項の規定による補助の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する市内の既存木造住宅とする。
 - (1) 在来軸組構法、枠組壁工法で建築された建築物であること。
 - (2) 建築物の延べ面積が30平方メートル以上であること。

- (3) 兼用住宅にあっては、住宅以外の用途に供する部分の床面積が当該兼用住宅全体の床面積の半分を超えないものであること。
- (4) 耐震改修設計を行う場合にあっては、耐震診断における上部 構造評点が1.0未満の住宅であること。
- (5) 耐震改修工事を行う場合にあっては、耐震改修設計の際に行う診断における上部構造評点が 0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が 1.0以上となる住宅であること。
- (6) 耐震改修工事及び耐震建替え工事を行う場合にあっては、建築士が工事監理者として工事監理するものであること。

(補助対象者)

- 第4条 この要項の規定による補助金の交付の対象となる者は、次の 各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 補助対象建築物を所有(共有も含む。)する個人若しくは当該所有者の2親等以内の親族で自己の居住の用に供するために耐震改修工事又は耐震建替え工事を行うこと若しくは補助対象建築物を所有する個人の同意を得て当該建築物に居住するために耐震改修工事を行うこと。
 - (2) 耐震改修工事及び耐震建替え工事を行う場合にあっては、茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会受講者名簿に記載されている事業者又は市内に事務所若しくは事業所を有する事業者と契約を締結して行うこと。ただし、特に市長が認める場合は、この限りでない。
 - (3) 申請日現在において市税等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条の2 この要項の規定による補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる費用とする。

区分	補助対象経費
耐震改修工事	補助対象建築物の耐震改修設計(耐震改修工事の 計画策定に伴う耐震診断に要する費用、耐震改修 工事費の見積り作成に要する費用及び工事監理に 要する費用を含む。)及び耐震改修工事に要する 費用(少なくとも耐震改修工事に要する費用を含 む場合に限る。耐震改修工事に要する費用には工 事監理に要する費用を含まない。)
耐震建替え工事	補助対象建築物の耐震建替え工事の設計(耐震建 替え工事費の見積り作成に要する費用及び耐震建 替え工事の工事監理に要する費用を含む。)及び 耐震建替え工事に要する費用(少なくとも耐震建 替え工事に要する費用を含む場合に限る。耐震建 替え工事に要する費用には工事監理に要する費用 を含まない。)

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、耐震改修工事及び耐震建替え工事に要する費

用の5分の4以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)又は100万円のいずれか低い方の額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、兼用住宅における耐震改修工事又は耐 震建替え工事に係る費用は、住居の用に供する部分の床面積を兼用 住宅の床面積で除した数に、当該工事に要する費用の額を乗じて得 た額とする。
- 3 補助金の交付は、補助対象建築物1棟につき1回とする。 (補助金の交付申請)
- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付申請書兼市税納付 状況等調査・確認同意書(様式第1号)に別表に定める書類を添え て市長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは、省略することができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その 内容を審査し、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付決定通知書 (様式第2号)又は高萩市木造住宅耐震化促進補助金申請却下通知 書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(契約締結及び事業着手)

第7条の2 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者 (以下「交付決定者」という。)は、前条の規定による交付決定の 通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。ただし、耐震改修工事に関する契約は、第9条第3項の耐震改修設計完了確認通知を受けた後に行うこととすることができる。

(事業の変更又は中止)

- 第8条 交付決定者は、当該決定に係る事業の内容を変更し、又は中 止するときは、高萩市木造住宅耐震化促進事業変更(中止)申請書 (様式第4号)により市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査 し、高萩市木造住宅耐震化促進事業変更(中止)承認通知書(様式 第5号)又は高萩市木造住宅耐震化促進事業変更(中止)不承認通 知書(様式第6号)により当該交付決定者に通知するものとする。 (完了期日の変更)
- 第8条の2 交付決定者は、補助事業が補助金交付決定通知に付され た期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに高萩市木造 住宅耐震化促進事業完了期日変更報告書(様式第7号)により市長 に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条の3 交付決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付し た条件に従い、適切に補助事業を遂行しなければならない。

(状況報告)

第8条の4 交付決定者は、補助事業の遂行状況に関し市長の要請があったときは、速やかに市長へ報告しなければならない。

(遂行命令)

第8条の5 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

(耐震改修工事に係る耐震改修設計完了の報告)

- 第9条 耐震改修工事の補助対象となる者は、補助対象となる既存木 造住宅の耐震改修設計が完了したときは、速やかに高萩市木造住宅 耐震化促進事業耐震改修設計完了報告(及び耐震化促進事業変更申 請)書(様式第8号)に別表に定める書類を添えて市長に提出しな ければならない。
- 2 前項の場合において、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、同項の申請書に変更の内容の分かる書類を添えて、市長に提出し、市長の承認を得なければならない。
- 3 市長は、提出された第1項の報告書及び前項の申請書の内容を審査し、その結果を高萩市木造住宅耐震化促進事業耐震改修設計完了確認(及び耐震化促進事業変更承認)通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(耐震改修工事の着工)

第9条の2 耐震改修工事の交付決定者は、前条第3項の規定による 通知を受けた後、耐震改修工事に着工するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、耐震改修工事又は耐震建替え工事が完了し

たときは、高萩市木造住宅耐震化促進事業実績報告書(様式第10号)に別表に定める書類を添えて、当該年度の2月末日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、当該報告に係る耐震改修工事又は耐震建替え工事の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付額確定通知書(様式第11号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第12条 交付決定者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、 高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付請求書(様式第12号)によ り補助金の交付を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに交付決 定者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認 めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は 従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、高萩市木

造住宅耐震化促進補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第14条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により返還を命ずるときは、高萩市木造住宅 耐震化促進補助金返還命令書(様式第14号)により行うものとす る。

(関係書類の管理)

- 第15条 交付決定者は、補助事業に係る経費についての収支の事実 を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が 完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならな い。
- 2 交付決定者は、市長が必要と認め指示するときは、前項の書類を 提示しなければならない。

(完了後の報告等)

第16条 市長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成する ため必要があるときは、補助事業に係る住宅について調査し、又は 交付決定者に対して報告を求めることができる。

(その他)

第17条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定

める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第6条、第9条、第10条関係)

関係条項	補助対象事業						
)	耐震改修工事	建替え工事					
	(添付書類)	(添付書類)					
	ア 補助対象事業実施計	ア 補助対象事業実施計画					
	画書(耐震改修工事)	書(耐震建替え工事)					
	(様式第1号の2)	(様式第1号の3)					
	イ 補助対象経費が確認	イ 補助対象経費が確認で					
第6条	できる書類(見積書	きる書類(見積書等)の					
(交付申	等)の写し	写し					
請)	ウ 補助対象住宅に共有	ウ 補助対象住宅に共有者					
	者がいる場合又は補助	がいる場合は、高萩市木					
	対象住宅の所有者の同	造住宅耐震化促進事業承					
	意がいる場合は、高萩	諾書(様式第1号の4)					
	市木造住宅耐震化促進	エ 当該住宅の建築確認済					
	事業承諾書(様式第1	証の写し又は当該住宅の					

号の4)

- エ 当該住宅の建築確認 | オ 耐震診断結果報告書の 済証の写し又は当該住 宅の建築年月日が分か カ 工程表 るもの
- 才 耐震診断結果報告書 の写し
- 工程表 力
- キ 現況の各階平面図
- クー耐震改修設計の内容 を確認できる図書
- ケ 現況写真(外観写真| 2方向以上)

(オ~ケは、耐震改修工 方向以上) る場合)

コ その他市長が必要と 認める書類

建築年月日が分かるもの

- 写し
- キ 現況の各階平面図
- ク 耐震建替え工事の設計 の内容を確認できる書類 (建築基準法(昭和25年 法律第201号) 第6条第 1項又は第6条の2第1 項に規定する確認済証の 写し)
- ケ 現況写真(外観写真2
- 事のみを補助対象とす コ その他市長が必要と認 める書類

第9条

(添付書類)

(耐震改 ア 耐震改修設計に係る

修設計完 契約書の写し

了の報

イ 現況の各階平面図

1	T	,
告)	ウ 補強計画及び設計図書	
	エ 耐震改修工事の見積書	
	オー工程表	
	カ 現況写真(外観写真	
	2 方向以上)	
	キ 耐震診断結果報告書	
	の写し	
	ク その他市長が必要と	
	認める書類	
	(添付書類)	(添付書類)
	ア 耐震改修工事に係る	ア 補助対象事業に係る契
	契約書の写し	約書の写し
	イ 工事監理報告書の写し	イ 建築基準法第7条第5
	ウ 工事写真	項又は第7条の2第5項
第10条	エ 補助対象事業に係る	に規定する検査済証の写
(実績報	領収書の写し	L
告)	オ その他市長が必要と	ウ 工事監理報告書の写し
	認める書類	エ 工事写真
		オ 補助対象事業に係る領
		収書の写し
		カ その他市長が必要と認
		める書類
1		

高萩市長 宛て

申請者 住 所 ふりがな 氏 名 電話番号

高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付申請書兼市税納付状況等調査・確認同意書

補助金の交付を受けたいので、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付要項第6条の規定により、次の とおり申請します。また、補助金の交付に関する審査のため、下記事項について市が確認することに同 意します。

事業区分		1 耐	一震改修工事	¥	2	耐震建替え	工事
	建物所在地	高萩市	<u> </u>				
補助対象建築物	建築時期		ź	Ę	月		
	面積	1 階	m²		2階	m²	
補助対象経費							円
交付申請額							円
完了予定日				年	月	В	

※確認事項

- (1) 住民登録状況
- (2) 市税等の納付状況
- (3) 補助対象建築物の所有者
- ※添付書類については、別表に定める事項に掲げる書類を提出すること。

様式第1号の2 (第6条関係)

補助対象事業実施計画書(耐震改修工事)

申請者氏名												
	伯	宅の所在地										
		用 途				〔住宅 ②(□	店舗	□事	務所	口その他)		
				住宅	部分		住宅	以外の	部分	合	計	
建	床	昭和58年5月 31日以前に着 エした面積				m²			m²			m²
物	面積	昭和56年6月 1 日以降に着 エした面積				m²			m²			m²
概		승 計				m²			m²			m²
要		建筑年月口					年	月	В			
		建築年月日					年	月	В			
		建築確認		ź	Ŧ	月	В	第		号		
		连 来 唯 lis 番 号 年 月 日		3	Ŧ	月	В	第		뮹		
		田 つ 牛 刀 口				月	В	第		号		
	耐息	震診断結果	1	階	×				Υ			
(]	部標	購造評点、診断	2	≧階	×				Υ			
漨	みの	場合に記入)	3	階	×				Υ			
			事務所名									
	耐震	改修設計に	建築士名									
係	そる言	役計者の概要	所在地									
			電話番号									
			事	務所	<u> </u>							
	耐震	改修工事の	殖	集集士:	名 							
ı	事	监理者の概要	所在地									
			電	話番	号 							
	耐震	改修工事の	施	工業者	者名 ———							
	施工業者の概要		所	f 在 地								
			電	話番号	号							
	補目			総事	養費							円
				耐震	改修訂	受計に	要する	き費用				円
	(消費税抜き)			耐震	改修日	□事□	要する	費 用	1			円

	耐震改修工事に要する費用①						円
	耐震改修工事	第の工事監理	こ要	する費用			円
補助対象限度額	①又は 1,250,000 円の少ない方の額 ・・・②						Ħ
補助金交付申請額	②×4/5(上限 100 万円) ※1,000 円未満切捨て						円
	耐震改修設計	年	月	∃~	年	月	日(予定)
事業実施予定期間 	耐震改修工事	年	月	∃ ~	年	月	日(予定)
備考							

[※]耐震改修工事の着工には、耐震改修設計完了の報告及びこれについての市長による確認通知の交付が必要ですので、ご注意ください。

様式第1号の3 (第6条関係)

補助対象事業実施計画書(耐震建替え工事)

申請者氏名													
	信	主宅の別	f 在 地										
		用	途			戸建で 用住宅		店舗	□事務	;所 □	その他)		
					住	宅部分		住宅	以外の	部分	合	計	
建	床		3年5月 前に着 面積				m²			m²			m²
物概	面 積	昭和 50	3年6月 降に着				m²			m²			m²
要		合	計				m²			m²			m²
		建筑左	8.0					年	月	В			
		建築年	ЯП					年	月	В			
		建築礦	全量型 主点点			年	月	В	第		뮹		
	番号年月日				年	月	В	第		- 号			
	耐震診断結果		1	階	×				Y				
			21	階	×				Y				
				3	階	×				Y			
而	1 震 3	建替えご	T事の	事務所名									
		こ係る言		建築士名									
		の概要		所在地									
			•	電話番号									
				事務所名									
而	付震?	建替え	エ事の	建築士名									
ュ	事	監理者(の概要	所	在地	1							
				電話番号									
而	1震3	建替えご	エ事の	施.	工業	者名							
		 業者の		所:	在地								
	電話番号												
					総3	事業費							円
	補」	助対象網	怪費		耐調	震建替?	え工事	の設計	に要する	費用			円
	(消	費稅抜	(き)		耐	喪建替	えエ	事に要	する費.	用①			円
					耐震	愛建替え	工事の	工事監理	町に要する	費用			円

補助対象限度額	①又は 1,250,000 円の少ない方の額	円
	· · · ②	
補助金交付申請額	② × 4 / 5 (上限 100 万円) 	円
	※1,000円未満切捨て	
耐震建替え工事	 年月日~ 年月日	(予定)
の予定期間	年月日~ 年月日 	(7定)
備考		

高萩市長 宛て

高萩市木造住宅耐震化促進事業承諾書

私が所有する下記住宅について、高萩市木造住宅耐震化促進事業による以下の事業を実施することを承諾します。

1 住宅の所在地2 対象事業 1 耐需改修工事 2 耐需建株

2 対象事業 1 耐震改修工事 2 耐震建替え工事

3 申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

4 所有者 住 所

(申請者以外 氏名 印

の共有者等)

住 所

氏 名 印

住 所

氏 名 印

住 所

氏 名 印

備考:この様式は、所有者以外の居住者等が申請する場合又は所有者が複数人 いる場合に使用してください。

 第
 号

 年
 月

 日

樣

高萩市長 回

高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付要項第7条の規定により通知します。

事業区分	事業区分		耐震		2	耐震建替え	江事
	建物所在地	高	萩市				
補助対象建築物	建築時期			年	月		
	面積	1	階	m²	2階	m²	
補助対象経費							円
交付決定額							円
完了予定期日				年	月	В	
交付条件		ま 2 報 根 U 又 せ 事 告 補 拠 て 偽 は	ん。 業完了行 書を提 助 書 だ そ ま く そ そ の か こ の か	&、速やかに 出してくだる に係る経費に 整備し、補助 い。 也不正の手則	高萩市木造さい。 こついての収 事業が完了 別により補助	住宅耐震化 収支の事実を した年度よ 加金の交付を 語には、補	ることはでき 促進事業実績 に明確には保存 で受けたで交けるのす。
交付に係る指示事	頁						

 第
 号

 年
 月

 日

樣

高萩市長 回

高萩市木造住宅耐震化促進補助金申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、次の理由により交付しないことに決定したので、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付要項第7条の規定により通知します。

(理由)

高萩市長 宛て

申請者 住 所

氏 名

電話番号

高萩市木造住宅耐震化促進事業変更(中止)申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定を受けた高萩市木造住宅耐震化促進事業の内容を変更(中止)したいので、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付要項第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業区分	1 耐震改修工事	2 耐震建替え工事
変更(中止)理由		

第		뒫
年	月	Е

様

高萩市長

高萩市木造住宅耐震化促進事業変更(中止)承認通知書

年 月 日付けで申請のあった高萩市木造住宅耐震化促進事業の内容の変更(中止)に ついては、次のとおり承認することに決定したので、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付要項第8条 第2項の規定により通知します。

事業区分		1 耐震改修工事 2 耐震建替え工事
(-1:1)	変更前	円
交付決定額	変更後	円
変更(中止)内容		
交付条件		
交付に係る指示事項		

 第
 号

 年
 月

 日

樣

高萩市長 回

高萩市木造住宅耐震化促進事業変更(中止)不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった高萩市木造住宅耐震化促進事業の内容の変更(中止)に ついては、次の理由により承認しないことに決定したので、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付要項 第8条第2項の規定により通知します。

(理由)

高萩市長 宛て

申請者 住 所 氏 名 電話番号

高萩市木造住宅耐震化促進事業完了期日変更報告書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった高萩市木造住宅耐震化促進事業については、同通知に付された完了予定期日には事業の完了が困難となったので、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付要項第8条の2の規定により、次のとおり報告します。

事業区分	1 耐震改修工事	2	耐震建替え工事
住宅の所在地	高萩市		
交付決定通知に付き れた完了予定期日	年	月	В
変更完了予定期日	年	月	В
変更理由			

高萩市長

宛て

申請者 住 所 氏 名 電話番号

高萩市木造住宅耐震化促進事業耐震改修設計完了報告 (及び耐震化促進事業変更申請)書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった下記の住宅に係る高萩市木造住宅耐震化促進事業について、耐震改修設計が完了したので、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付要項第9条第1項の規定により報告します。

(また、補助金交付決定額(等)に変更があるため、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付要項第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。)

	交付決定額	変更前	円
		変更後	円
	変更内容及び理由		

※添付書類については、別表に定める事項に掲げる書類を提出すること。

※()の部分は、変更事項に応じて、記入又は削除をしてください。

様式第9号(第9条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

ĒΠ

樣

高萩市長

高萩市木造住宅耐震化促進事業耐震改修設計完了確認 (及び耐震化促進事業変更承認)通知書

年 月 日付けで報告(及び申請)のあった高萩市木造住宅耐震化促進 事業の耐震改修設計の完了(及び交付決定額の変更)については、高萩市木造 住宅耐震化促進補助金交付要項第9条第3項の規定により、確認(及び次のと おり承認)したので通知します。

交付決定額	変更前	円
交付決定額	変更後	円

※()の部分は、変更事項に応じて、記入又は削除をすること。

高萩市長 宛て

申請者 住 所 ふりがな 氏 名 電話番号

高萩市木造住宅耐震化促進事業実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定を受けた高萩市木造住宅耐震化促進事業が完了したので、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付要項第 10 条の規定により、次のとおり報告します。

住宅の所在地	高萩市	
事業区分	1 耐震改修工事 2 耐震建替え工事	
交付決定額	円	
実施期間	自 年 月 日	
	至 年 月 日	
添付書類	添付書類については、別表に定める事項に掲げる書類を添付して く ださい。	

様式第11号(第1	1条関係)			
		第		뮹
		年	月	B
樣				
	高萩市	長		10
高萩市木	造住宅耐震化促進補助金交付額確定通知	0書		
年 月 日付け	第 号で交付決定をした補助金についてI	ま、次のとお	らり額を確	確定し
たので、高萩市木造住宅耐震化	:促進補助金交付要項第 11 条の規定により通知	ロします。		
交付確定額		円		
DATE TO THE ALL DIS	I			ı

高萩市長 宛て

申請者 住 所 ふりがな 氏 名 電話番号

高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で額の確定を受けた補助金については、高萩市木造住宅耐震 化促進補助金交付要項第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

交付請求額			
(交付確定額)			円
	金融機関名	銀行	
		金庫	支店
		農業協同組合	
振込先	□座種別	普通 ・ 当座	
10X X2 7 G	口座番号		
	口座名義人	フリガナ	
		氏名	

 第
 号

 年
 月

 日

樣

高萩市長 回

高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定をした補助金については、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付要項第13条第1項の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

事業区分	1 耐震改修工事	2 耐震建替え工事
住宅の所在地	高萩市	
交付決定額		円
交付決定取消額		円
取消理由		

第		号
年	月	В

樣

高萩市長 回

高萩市木造住宅耐震化促進補助金返還命令書

年 月 日付け第 号で交付決定を取り消した補助金については、高萩市木造住宅 耐震化促進補助金交付要項第14条第2項の規定により、次のとおり返還を命じます。

事業区分	1 耐震改修工事	2 耐震建替え工事
住宅の所在地	高萩市	
返還額		円
返還期限	年 月	В
返還理由		